

入札説明書補足資料1 入札保証金及び契約保証金について

◆入札保証金の納付は、下記に掲げる担保の提供をもって代えることができる。（島根県会計規則第61条の運用）

番号	担保の種類	その場合に提供される担保の価値(保証金の額として有効な金額)
1	国債及び地方債	政府ニ納ムヘキ保証金其ノ他ノ担保ニ充用スル国債ノ価格ニ関スル件(明治41年勅令287号)の例による金額
2	政府の保証のある債権及び 財政融資資金法 (昭和26年法律第百号)第10条1項第7号に規定する 債権	額面金額又は登録金額(発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは発行価格)の十分の八に相当する金額
3	銀行または契約担当者が確実と認める金融機関が 振出し 、または支払保証をした小切手	小切手金額
4	銀行または契約担当者が確実と認める金融機関が引受け、保証裏書した手形	手形金額(その手形の満期の日が当該手形を提供した日の一月後であるときは、提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じ、当該手形金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割引いた金額)
5	銀行または契約担当者が確実と認める金融機関に対する定期預金債権	当該債権証書に記載された債権金額
6	銀行または契約担当者が確実と認める金融機関の保証	保証金額

◆入札保証金及び契約保証金に係る免除規定は次のとおり。

(入札保証金の免除)

A 第61条の2 契約担当者は、前条第1項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、入札保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

- 1 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- 2 一般競争入札に参加する資格を有する者で過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したものについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- 3 前2号に掲げる場合のほか、一般競争入札に参加する者の資格を定めた場合において、一般競争入札に参加しようとする者の工事、製造又は販売等の実績、資本の額その他の経営の規模及び状況等を考慮して、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

B 入札保証金の免除に関する誓約書を提出し、これが適当と認められるとき。

(契約保証金の免除)

C 第69条の2 契約担当者は、前条第1項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

- 1 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- 2 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。
- 3 政令第167条の5及び第167条の11に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- 4 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。
- 5 物品の売払契約を締結する場合において、売却代金が即納されるとき。
- 6 随意契約を締結する場合において、契約金額が少額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- 7 前各号に掲げる場合のほか、契約の相手方の工事、製造又は販売等の実績、資本の額その他の経営の規模及び状況等を考慮して、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

D 「契約保証金の免除に関する誓約書」(別添様式)の提出があった場合には、会計規則第69条の2第7号の規定に該当するものとして、免除する。

入札説明書補足資料2

複写機の賃貸借契約書に係る印紙税について

今回の契約について税務署に確認したところ、「請負契約に関する契約書」に準じて取り扱うことになり
つては、契約金額から消費税額分を控除した金額が課税標準の契約金額となります。
次に具体例を示します。例でを使用した単価はあくまでも任意のものであることとお断りします。

例)カラー複写機の場合

契約条件

1. 契約台数 カラー複写機1台
2. 契約期間 令和7年10月1日～令和10年9月30日(36ヶ月)
3. 月間使用予定枚数 モノクロ 500枚/台 カラー1,300枚/台
4. ミスコピー控除 モノクロ 2% カラー 3%

落札業者の入札金額(消費税及び地方消費税を含まない額)

モノクロ 1複写当たりの単価 4.12(円)

カラー 1複写当たりの単価 19.55(円)

上記の数値から次のとおり課税標準の契約金額を算出します。

モノクロ

$$4.12 \times (500 - 500 \times 0.02) \times 1 \times 36 = 72,676$$

(円) (ミスコピー控除後の月間枚数) (台) (月数) (円)

※ミスコピーの控除について、控除する枚数に1枚未満の端数があるときは、端数枚数は切り上げ
※算出した金額に1円未満の端数が生じた場合は切り捨て

カラー

$$19.55 \times (1300 - 1300 \times 0.03) \times 1 \times 36 = 887,491$$

(円) (ミスコピー控除後の月間枚数) (台) (月数) (円)

よってモノクロとカラー合計の、960,167(円)が課税標準の契約金額となり、
印紙税額は200(円)となります。